令和６年度

岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業のご案内

岡崎市では、若年のがん患者の方が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養にかかる費用に対する補助を行います。

▽ 対象者　１～５すべてに該当する方

1 申請日及びサービス等の利用時点において、岡崎市に住民登録のある方
2 サービス等の利用時点において40歳未満の方
3 がんと診断された方で、医師に一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと診断のあった方
4 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な方
5 他の制度において同等の補助または給付を受けることができない方

▽補助対象　介護保険制度に準じる次の在宅サービス

区分	サービス等の種類
①在宅サービス	・訪問介護　・訪問入浴介護 ・訪問看護　・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護
②福祉用具の貸与	・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器　・歩行補助つえ ・車いす　・車いす付属品 ・特殊寝台　・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具　・体位変換器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排泄処理装置
③福祉用具の購入	・腰掛便座　・排泄予測支援機器 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具　・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

※愛知県知事又は市長が指定した事業者その他市長が適当と認める者が提供するサービスに限ります

申請の上限額	補助金額	自己負担額
①～③の費用の総額 ６万円／月	申請額の９割 （上限額54,000円 1,000円未満切捨て）	申請額の１割相当

※他の制度による補助を受けているサービスは対象外となります

▽ 利用手続きの主な流れ

〇各種申請等に必要な書類は岡崎市ホームページからダウンロードできます。
〇書類の提出は岡崎げんき館２階保健所健康増進課へ直接又は郵送で受付します。

① サービス等の利用・支払い

サービス等の利用（購入）に関して、業者等へ直接支払いを行います。

② 利用申請　／　申請者から岡崎市へ申請書類を提出

【提出書類】
・岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業利用申請書（第１号様式）
・岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業意見書（第２号様式）※
※意見書は主治医が記載するものとなります。意見書作成料は補助の対象外です。

上記の書類を市で審査し、補助決定の可否を御連絡します。

③補助金の申請・実績報告　／　申請者から岡崎市へ申請書類を提出

【提出書類】
・岡崎市若年がん患者在宅ターミナルケア補助事業交付申請書（兼実績報告書）(第４号様式)
領収書の原本と利用したサービスの明細の写し等を添付

④ 補助金の支払い　／　岡崎市から申請者の指定した口座へ振込

書類内容を市で審査の後、請求額を口座振込します。

▽ 注意事項等

・令和５年４月１日以降に利用したサービス等（表面参照）が補助対象です。
・申請はサービス等の利用開始日（又は購入日）の翌日から１年以内です。
・補助金の請求は月ごと又は同年度内であればまとめて行うことができます。
その場合、提出は翌年度４月10日までに申請が必要です。
・対象者が未成年の場合は保護者を申請者としてください。
・対象者が申請できない場合は代理申請も可能です。
・書類を郵送された場合の到着状況等電話での対応は致しかねます。ご心配な方は、特定記録郵便・レターパック等の利用をお勧めします。

郵送先
〒444-8545　岡崎市若宮町２丁目１番地１
岡崎市保健部健康増進課　若年がん在宅ターミナルケア補助事業担当宛

【問合せ先】
岡崎市保健部健康増進課　成人保健係
電話23-6639　FAX23-5071

必要書類は市ホームページからダウンロードできます。☞